

### 1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、簡単な誤りには簡易な接触を実施 ～

国税庁では、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、様々な角度から情報の分析を行い、組織力を最大限に活かした厳正な調査を実施することとしています。

なお、簡単な誤りの是正などは実地調査ではなく、文書や電話での連絡などによる簡易な接触を行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

#### ■ 申告所得税・法人税の実地調査の件数

(単位：千件)

|       | 平成23事務年度 | 平成24事務年度 | 平成25事務年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 申告所得税 | 99       | 70       | 62       |
| 法人税   | 129      | 93       | 91       |

実地調査は、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、誤りがあれば是正を求めるものです。実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、平成25事務年度においては、申告所得税は671万円、法人税は829万円となっています。

#### ■ 実地調査で把握した申告所得税・法人税の1件当たり申告漏れ所得金額

(万円、事務年度)

|       | H21   | H25 |
|-------|-------|-----|
| 申告所得税 | 584   | 671 |
| 法人税   | 1,474 | 829 |

～ システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備 ～

調査対象を選定する際には、システムを活用して、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や各種資料情報などを基に、分析しています。

また、資料情報については、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するための体制を整備しています。

#### (1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

高額な所得が見込まれるにもかかわらず、過少に申告した者やそもそも申告を行っていない者に対しては、資産運用の多様化・国際化も念頭に置いた調査等に取り組んでいます。

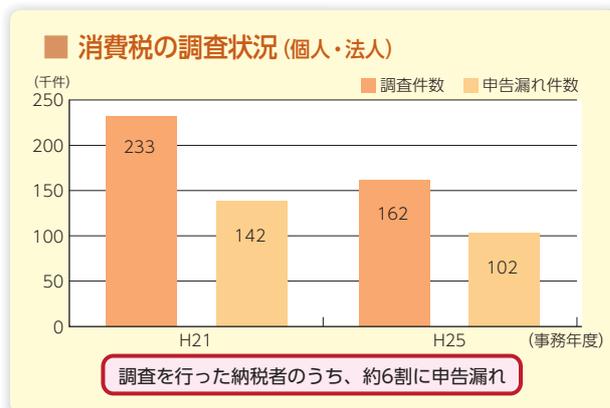
##### ◎ 海外資産等の申告除外を把握した事例

- 租税条約に基づく情報交換制度で海外の税務当局から提供された資料により、海外の金融機関に保有する金融商品から運用益を得ているにもかかわらず、申告していなかった事実を把握した。
- 相続税の申告から除外された海外預金を、租税条約に基づく情報交換制度で海外の税務当局から提供された資料により把握した。



## ～ 十分な審査と調査等により、消費税の不正還付申告を防止 ～

消費税は、主要な税目の一つであり、預り金  
的性格を有するため、国民の関心が極めて高く、  
一層の適正な執行が求められています。特に、  
消費税に関しては、虚偽の申告により不正に還  
付金を得ようとするケースも見受けられるた  
め、還付原因となる事実関係について十分な審  
査を行うとともに、還付原因が不明な場合には、  
調査等を実施し、不正還付防止に努めています。



### ◎ 悪質な消費税不正還付事例

- 帳簿等を改ざんし、国内売上を輸出免税売上に仮装する手口で不正に消費税の還付を受けていた。
- 帳簿等を改ざんし、賃貸借処理をすべきリース契約について売買処理を行うことにより、リース資産を自社の固定資産として計上し、不正に消費税の還付を受けていた。

## ～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めています。その際、確実に法令要件が満たされているかなどを確認するための手続・手順の遵守を徹底しています。

## コラム5 課税の適正化に向けた制度の創設

資産運用の多様化・国際化などの環境変化を受けて、最近の税制改正において、以下のような課税の適正化を図るための制度上の対応が行われています。

### 1 国外財産調書

国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化を図るため、納税者本人から国外財産の保有について申告を求める仕組みとして、国外財産調書制度が平成26年1月1日から施行されました。

本制度により、その年の12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量、価額などを記載した調書を翌年の3月15日までに提出する必要があります。また、調書の不提出や虚偽記載の場合の罰則規定については、平成27年1月から施行されています。

### 2 国外転出時課税

国境を越えた人の動きに係る租税回避を防止する観点から、国外転出時課税制度が創設され、平成27年7月1日から施行されます。

本制度により、1億円以上の有価証券等を有する一定の居住者が国外に転出する場合、国外転出時に、その有価証券等に係る未実現のキャピタルゲインに課税され、原則として国外転出までに所得税の確定申告等の一定の手続を行う必要があります。

※贈与や相続により有価証券等が非居住者に移転する場合にも、同様の課税制度が創設されています。

### 3 財産債務調書

所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書の見直しが行われ、新たに財産債務調書として整備され、平成28年1月1日から施行されます。

本制度により、その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上である上記2の国外転出時課税対象財産を有する方は、財産の種類、数量、価額や債務の金額などを記載した調書を翌年の3月15日までに提出する必要があります。

国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税・徴収

権利救済

納税者利便の向上と行政効率化のための取組

適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

## (2) 資料情報

### ～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、調査の際に把握した裏取引や偽装取引に関する情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、的確な調査・指導に活用しています。

また、近年の経済取引の国際化、高度情報化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態に関する資料情報を積極的に収集しており、海外投資や海外企業との取引に関する情報、インターネットを利用した電子商取引などの資料情報の収集に取り組んでいます。



## (3) 査察

### ～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者に、正しい税を課すほか、強制的権限を行使するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めています。

昨今の経済取引の広域化、国際化及びICT化により、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化している中で、国税査察官は、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者の摘発に全力を挙げています。

### ～ 平成26年度の脱税総額は150億円、うち告発分は123億円 ～

平成26年度には、194件の査察調査に着手する一方で、前年度から引き続き査察調査を行っていた事件も含めて180件を処理し、そのうち112件を検察官に告発しました。脱税総額は150億円、告発事件1件当たりの脱税額は1億1,000万円でした。

脱税の手口としては、売上除外や架空の原価・経費の計上が多くみられたほか、告発の多かった不動産業では売上除外や架空の経費を計上していたもの、クラブ・バーではホステス報酬に係る源泉所得税を徴収していたにもかかわらず納めていなかったもの、建設業では架空の原価を計上していたものが見られました。

脱税で得た資金の多くは、現金や預貯金、株式及び不動産として留保されていたほか、高級外車や腕時計の購入、競馬などの遊興費、特殊関係人に対する資金援助や老人ホームの入居権利金に充てられていた事例も見受けられました。

また、不正資金の一部が海外の預金で留保されていた事例や海外のカジノで費消されていた事例もありました。



### ■ 査察調査の状況

|        | 着手件数 | 処理件数 | 告発件数 | 脱税総額<br>(うち告発分)    | 1人当たり脱税額<br>(うち告発分) |
|--------|------|------|------|--------------------|---------------------|
|        | 件    | 件    | 件    | 百万円                | 百万円                 |
| 平成25年度 | 185  | 185  | 118  | 14,458<br>(11,731) | 78<br>(99)          |
| 平成26年度 | 194  | 180  | 112  | 14,975<br>(12,346) | 83<br>(110)         |

※脱税額には、加算税を含みます。

### ～ 平成26年度中の一審判決では96件で有罪判決、うち11名に実刑判決 ～

平成26年度中の一審判決が言い渡された事件は98件で、うち96件の事件について有罪判決が出されました。平均の懲役月数は15.9か月、罰金額は1,600万円となっています。また、実刑判決は11人に出されました。実刑判決は昭和55年以降毎年言い渡されています。

### ■ 査察事件の一審判決の状況

|        | 判決件数<br>① | 有罪件数<br>② | 有罪率<br>②/① | 実刑判決<br>人数③ | 1人当たり<br>犯則税額④ | 1人当たり<br>懲役月数⑤ | 1人(社)当たり<br>罰金額⑥ |
|--------|-----------|-----------|------------|-------------|----------------|----------------|------------------|
|        | 件         | 件         | %          | 人           | 百万円            | 月              | 百万円              |
| 平成25年度 | 116       | 115       | 99.1       | 9           | 52             | 12.9           | 12               |
| 平成26年度 | 98        | 96        | 98.0       | 11          | 69             | 15.9           | 16               |

※④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

### ■ 過去に査察調査により把握した隠し財産の事例



クローゼットに保管された紙袋の中から現金を確認



## (4) 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

### ～ 事前の信頼関係の構築と調査の重点化 ～

我が国全体の申告水準の維持・向上の観点から、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上は大変重要です。このため、国税庁では、大規模法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認し、経営責任者等と意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた取組を促進しています。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好と認められた法人については、税務リスクの高い取引の自主開示を受けその適正処理を確認するという事前の信頼関係を構築した上で、次回調査までの間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点的に配分するなど税務行政の効率化を進めています。

国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税の徴収

権利救済

納税者利便の向上と行政効率化のための取組

適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

### 参考 情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有していますが、その情報が簡単に漏れるようでは、納税者からの協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科されることとなっています。こうした罰則規定の趣旨を徹底するため、定期的に職員に対する情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、お話を伺う場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨などを踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

### 参考 加算税・延滞税の取扱い

適正な申告や納税を確保するため、期限内に正しい申告や納税をしていない場合には、本来納付すべき国税のほかに延滞税がかかる場合があります。さらに、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税がかかる場合があります。

（平成27年の場合）

| 加算税 | 通常の場合               |                       | 仮装隠蔽があった場合 |
|-----|---------------------|-----------------------|------------|
|     | 期限内に申告したが税額が少なかった場合 | 過少申告加算税<br>(10%又は15%) | 重加算税 (35%) |
|     | 期限内の申告がない場合         | 無申告加算税<br>(15%又は20%)  | 重加算税 (40%) |

| 延滞税 | 年2.8%（特例基準割合 <sup>*</sup> +1.0%） |                                  |
|-----|----------------------------------|----------------------------------|
|     | 納期限の翌日から2か月を経過する日まで              | 年9.1%（特例基準割合 <sup>*</sup> +7.3%） |
|     | 納期限の翌日から2か月を経過した日以後              |                                  |

※「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

なお、納税者の責めに帰すべき事由のない、正当な理由があると認められる場合は、過少申告加算税や無申告加算税は課されません。

また、災害による納税の猶予を受けた場合、国税職員の誤った申告指導などによって納税者が申告又は納付することができなかった場合など一定の要件に該当する場合には、延滞税の全部又は一部が免除されます。

国税庁では、こうした加算税などが課されない場合の取扱いを定め、国税庁ホームページで公表しています。

### コラム⑥ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための多様な取組

実地調査は、納税者の申告における不正や誤りを正し、適正な申告に導くための高い効果がある反面、その実施には大きな事務量が必要です。そのため、国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税が図られるよう、実地調査以外にも納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための多様な取組を進めるなど、事案に応じたメリハリのある効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

具体的には、納税者の申告前の自己点検の支援や、書面でのお尋ねなどによる申告についての自主的見直しの呼びかけ、税理士会や関係民間団体との協調などの多様な手法を用いて、幅広い納税者に自発的な適正申告を促す取組を充実させています。



## 2 確実な税金の納付

### (1) 自主納付態勢の確立

#### ～ 年度内に納付された税金は約49.6兆円（年度内収納割合は98.7%）～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成25年度においては、税務署に申告された国税などの課税額（徴収決定済額）が約50兆2,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金（収納済額）が約49兆6,000億円となっており、その収納割合は98.7%でした。

#### ～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

納付手段としては、現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法の他に、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、コンビニ納付、ダイレクト納付といった多様な納付手段を順次導入し、納税者サービスの向上を図っています。

また、所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税が利用できます。

#### ～ 滞納を未然に防止 ～

前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発送する前に電話で連絡して納付を促すなど、滞納を未然に防止するための取組を行っています。

### ダイレクト納付（国税ダイレクト方式電子納税）

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続です。

ダイレクト納付に対応した金融機関の預貯金口座でなければ利用できないため、国税庁では、未対応の金融機関に対して対応を要請するなど、利用拡大に向けた取組を行っており、平成27年3月末現在、392の金融機関で利用可能となっています。

### コンビニ納付

国税については、金融機関や税務署の窓口が開いていない夜間や休日においても、コンビニエンスストアでの納付が可能です。平成25年度のコンビニ納付件数は、約140万件でした。

コンビニ納付を利用するためには、バーコード付納付書が必要であり、納付金額が30万円以下で、次のような場合に所轄の国税局・税務署で発行しています。

- ① 確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税など）
- ② 督促・催告を行う場合（全税目）
- ③ 賦課課税方式による場合（各種加算税）
- ④ 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全税目）

国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税・徴収

権利救済

納税者利便の向上と行政効率化のための取組

適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

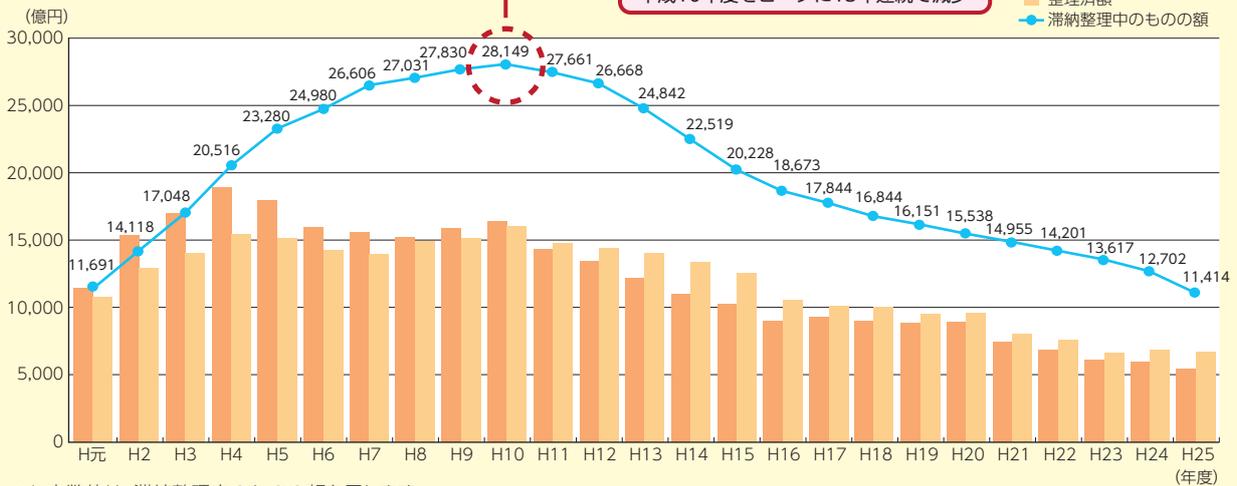
資料編

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の40.5%に ～

滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいい、平成25年度末時点の滞納税額は約1兆1,414億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。  
 ※2 地方消費税を除いています。

■ 平成25年度 主要税目別の租税滞納状況

(単位：億円)

|         | 前年度末滞納整理中のものの額  | 新規発生滞納額        | 整理済額           | 当年度末滞納整理中のものの額  |
|---------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 所得税     | 5,922           | 1,618          | 2,074          | 5,466           |
| うち源泉所得税 | 2,402           | 472            | 729            | 2,145           |
| うち申告所得税 | 3,520           | 1,145          | 1,345          | 3,320           |
| 法人税     | 1,635           | 691            | 907            | 1,419           |
| 相続税     | 1,156           | 305            | 526            | 936             |
| 消費税     | 外 954<br>3,960  | 外 703<br>2,814 | 外 796<br>3,210 | 外 860<br>3,564  |
| その他税目   | 28              | 49             | 47             | 29              |
| 合計      | 外 954<br>12,702 | 外 703<br>5,477 | 外 796<br>6,765 | 外 860<br>11,414 |

※1 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示しています。  
 ※2 各々の計数において、億円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがあります。

滞納整理中のものの額は約1.1兆円と依然として高水準  
 →今後も局署を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期着手・早期保全に努めるとともに、以下の基本方針の下、滞納の整理促進に取り組んでいます。



## ～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納処分の執行は、滞納者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、差押え、公売等の滞納処分を行う一方で、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しています。

なお、平成27年4月から施行された新たな猶予制度（申請による換価の猶予の創設など）については、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ確かな納税の履行を確保するという改正の趣旨を踏まえながら、適切に対応しています。

## ～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索、差押え、公売等の滞納処分を実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪<sup>1</sup>の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

## ～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

広範囲にわたって財産調査先が存在するなどの処理困難事案については、相当の事務量や処理の進展に高度な徴収技法の活用が必要なため、広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的な対応を行うとともに、詐害行為取消訴訟<sup>2</sup>等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

## ～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税滞納については、滞納残高は年々減少しているものの、滞納全体に占める割合が年々高まっているため、国税局及び税務署を通じて消費税滞納を含む滞納事案の確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※2 地方消費税を除いています。

1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。  
 2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者（国）を害する法律行為（詐害行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます（国税通則法第42条、民法第424条参照）。

国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税・徴収

権利救済

納税者利便の向上と行政効率化のための取組

適正な運営の

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

### (3) 集中電話催告センター室

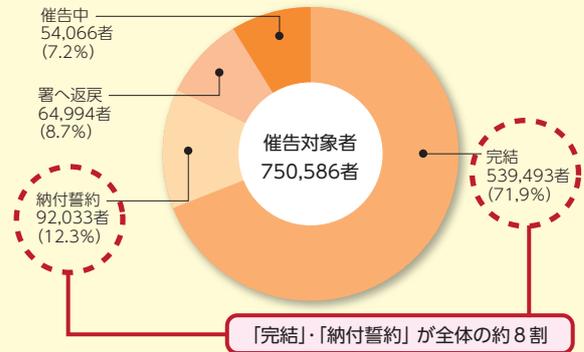
#### ～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規滞納事案は、集中電話催告センター室（納税コールセンター）で幅広く所掌し、システムを活用した電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

これにより、平成25年7月から平成26年6月末までの1年間で、催告対象約75万者のうち、約54万者（71.9%）が完結し、約9万者（12.3%）が納付誓約となっています。

#### ■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成25年7月から平成26年6月末までに電話催告の対象となった750,586者のうち、完結に至ったのは539,493者となっています。



※端数処理により、割合の合計は一致しません。

### (4) インターネット公売

#### ～ インターネット公売で約600物件を売却 ～

国税庁では、民間のオークションサイトを利用したインターネット公売を実施しています。

インターネット公売は、参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中は、24時間インターネット上で買受申込みをすることができるなど利便性が高く、より多くの参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

平成26年度は、4回のインターネット公売を実施しました。その結果、延べ約3千人の方の参加があり、美術品、貴金属、自動車、不動産など約600物件が売却され、その売却総額は約4億円となっています。

#### ■ これまでにインターネット公売で売却した財産の例



### (5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

#### ～ システムの高度活用で的確かつ迅速な処理を実施 ～

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が大量に発生するため、システムを活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

また、税金の納付は年間約4,040万件あり、効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理（光学式文字認識処理）<sup>1</sup>や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税<sup>2</sup>に加え、電子納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化して効率的かつ迅速に処理しています。

1 「OCR処理（光学式文字認識処理）」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを記録した磁気テープを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、送付した磁気テープにその結果を記録して返却してもらうという処理を行います。

### 3 国際的な取引への対応

#### ～ 調査体制の充実とともに外国の税務当局と協力して対応 ～

近年、企業や個人による国境を越えた経済行動が複雑・多様化し、海外で受け取った収入を申告しない、各国の税制の違いを巧みに利用してどこの国にも税金を納めないといった国際的租税回避が大きな問題となっています。

こうした問題に対応するため、国税庁では、調査体制の充実などに加え、外国の税務当局と情報や経験を共有しています。

#### 税源浸食と利益移転 (BEPS)

多国籍企業の国際的租税回避に対応するために、OECD租税委員会は、平成24年6月より「税源浸食と利益移転」(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) に対処するためのプロジェクトを立ち上げ、平成25年7月19日に「BEPS行動計画」を公表しました。この計画は、日本をはじめとするG20諸国から全面的な支持を得ました。

この行動計画の実施にあたり、OECDに加盟していない国のG20メンバー 8か国 (中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ) がOECD加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加する枠組みとして「OECD/G20 BEPSプロジェクト」が設けられました。OECDは、平成26年9月から平成27年12月の間に、国際的に協調してBEPSに有効に対処していくための対応策を三段階で勧告する予定であり、平成26年9月16日には、第一弾の報告書が公表されました。

今後、第一弾の報告書の勧告のうち、国内法・租税条約の改正が求められるものは、各国において順次検討を開始するとともに、残された課題や今後議論されるその他の行動計画に関連する課題については、引き続きOECDにおいて議論が行われています。国税庁も執行当局としての立場から、当該議論に積極的に参加しています。

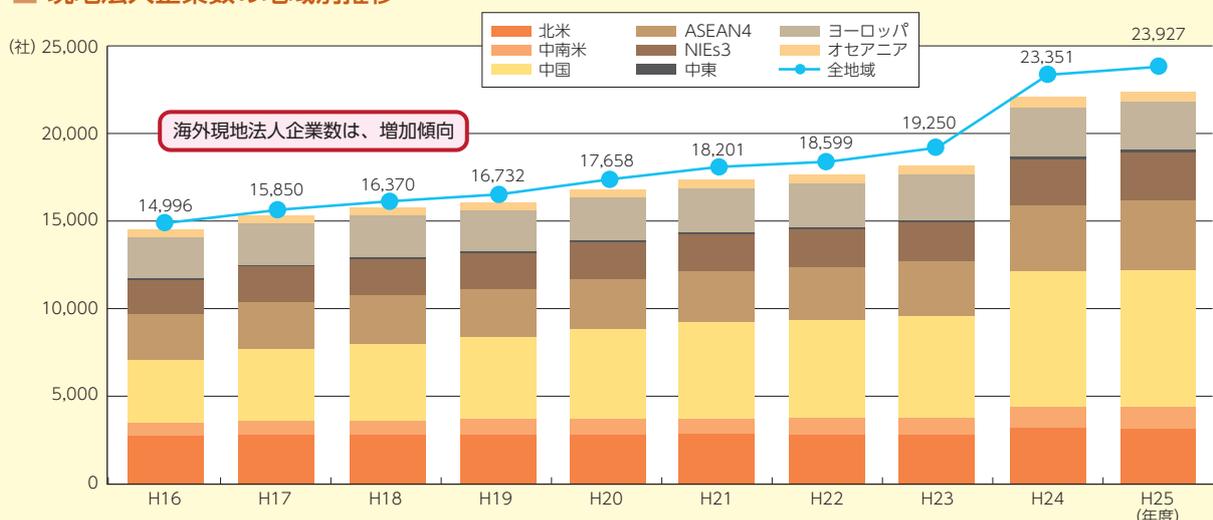
#### (1) 国際的な取引に係る環境の変化

##### ～ 国境を越えた事業・投資活動が活発化 ～

##### イ 我が国企業の海外進出の状況

我が国企業の海外進出の状況は下図のとおりであり、海外の現地法人企業数は、平成16年度の14,996社から平成25年度には23,927社と約1.6倍に増加しており、特に中国に対する進出件数が急増しています。

■ 現地法人企業数の地域別推移



※1 [ASEAN4] はマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンを示す。

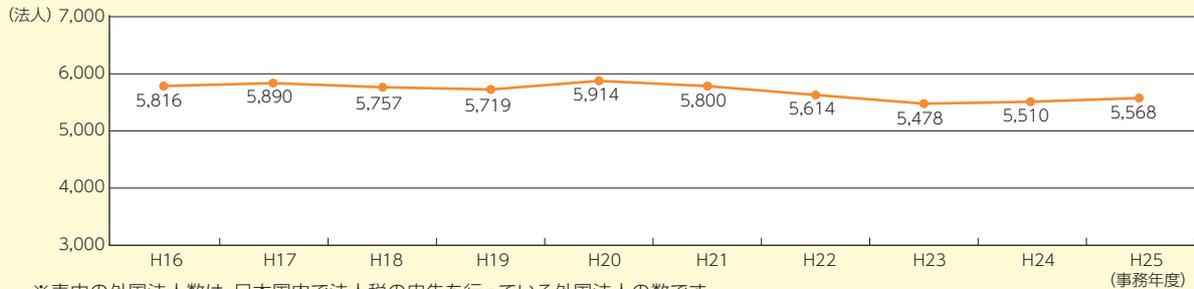
※2 [NIEs3] はシンガポール、台湾、韓国を示す。

(出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」)

## □ 外国法人数の推移

我が国で事業活動等を行う外国法人数の推移は下図のとおりです。平成25事務年度においては5,568法人と前年に比べ58法人増加しました。過去10年間の外国法人数は5千社から6千社の間で推移しています。

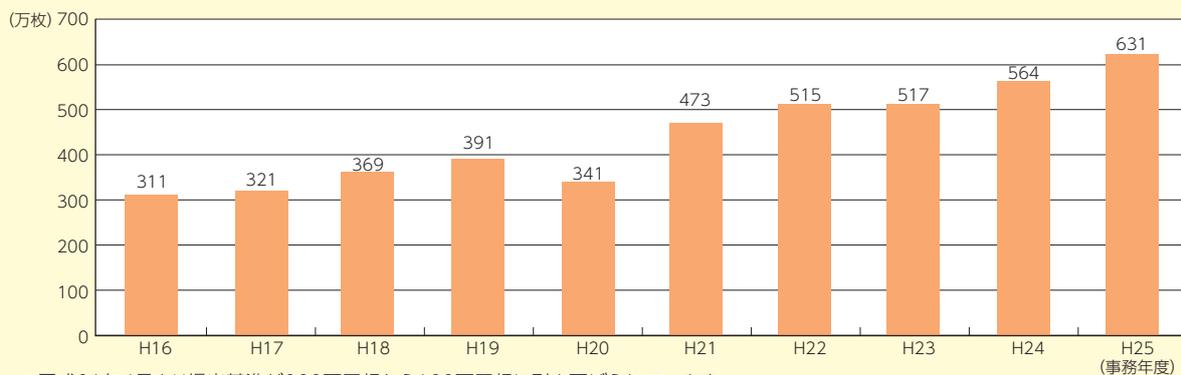
### ■ 外国法人数の推移



## ハ 国外送金等調書の提出枚数の推移

国外送金などが行われた場合に提出される国外送金等調書<sup>1</sup>の提出枚数の推移は下図のとおりです。平成25事務年度の提出枚数は631万枚と前年に比し67万枚増加しており、制度が導入された平成10事務年度の提出枚数244万枚に比べて約2.6倍となっています。

### ■ 国外送金等調書の提出枚数の推移



## コラム⑦ 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し

国内外の事業者間の競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などに平成27年10月1日から消費税が課税されることとなりました。

### 《改正の概要》

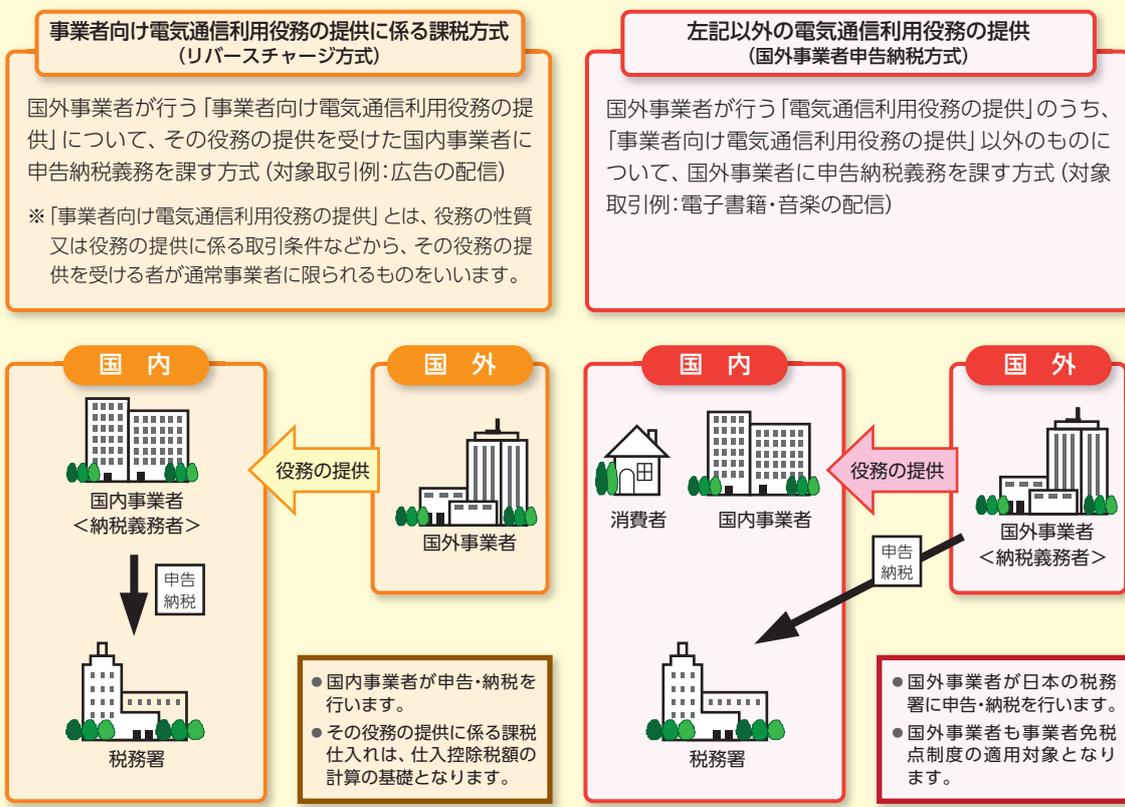
#### 1 内外判定基準の見直し

インターネットなどの電気通信回線を介して行われる役務の提供のうち、電子書籍・音楽・広告の配信などが「電気通信利用役務の提供」と位置付けられ、消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準（内外判定基準）が役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所等に見直されることとなりました。これにより、国内の消費者等が提供を受ける「電気通信利用役務の提供」は、その提供を行う事業者が国内・国外のいずれの事業者であっても、消費税が課税されることとなりました。

※その電気通信回線の利用が他の資産の譲渡等の結果の通知など、他の資産の譲渡等に付随して行われるものは今回の見直しの対象とはなりません。

1 「国外送金等調書」とは、国外への送金及び国外からの送金を受領した金額が100万円を超えるものについて、金融機関から税務署に提出される法定の報告書（法定調書）です。

## 2 課税方式について



※「事業者向け電気通信利用役務の提供」を行う国外事業者は、その役務の提供について役務の提供を受けた国内事業者が納税義務者となる旨を、あらかじめ表示しなければならないこととされています。

### ポイント

リバースチャージ方式は、経過措置により、当分の間は、その課税期間について一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満である事業者にのみ適用されます。

その課税期間について、課税売上割合が95%以上の事業者や簡易課税制度が適用される事業者は、「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合でも、経過措置により、当分の間は、その役務の提供に係る仕入れがなかったものとされますので、その仕入れについては、消費税の申告の際に考慮する必要はありません。

## 3 適正課税を確保するための経過的な措置 (登録国外事業者制度の創設等)

国内事業者が国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供については、当分の間、仕入税額控除の対象となりません。

ただし、その役務の提供を行った国外事業者が国税庁長官から登録を受けた国外事業者 (登録国外事業者) である場合は、その国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供は、仕入税額控除の対象となります。

### 参考 平成27年度税制改正において以下の課税方式も見直されました

国外事業者が国内において行う芸能・スポーツなどの役務の提供について、その役務の提供を受けた国内事業者がリバースチャージ方式により申告・納税を行うこととなりました (平成28年4月1日以後に行われる役務の提供について適用されます)。

## (2) 国際課税への取組

### ～ 租税条約などに基づく情報交換の実施 ～

企業や個人が行う国際的な取引については、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約などの規定に基づく情報交換を実施することにより、必要な情報を入手することが可能となります。

最近、租税条約などに基づく情報交換の枠組みの拡大・強化が図られ、現在、64の租税条約など(90か国・地域)が発効し、年間数十万件の情報交換を行っています。

また、一部の国との間では、調査担当者が相手国の担当者に直接会って、調査事案の詳細や解明すべきポイントなどについて説明・意見交換を行う情報交換ミーティングを開催することなどにより、情報交換の効果的・効率的な実施に努めています。

なお、国際的租税回避及び富裕層に関連した情報交換要請への対応や調査手法等の知見の共有を目的として、日本・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・カナダ・オーストラリア・中国・韓国の9か国が参加していた国際タックスシェルター情報センター(JITSIC: Joint International Tax Shelter Information Centre)については、今後は9か国の枠を超えた国際協力体制とするため、OECDの税務長官会議の傘下において、より広いJITSICネットワークとして活動することとしています。

#### ■ 情報交換件数の推移

(単位：千件)

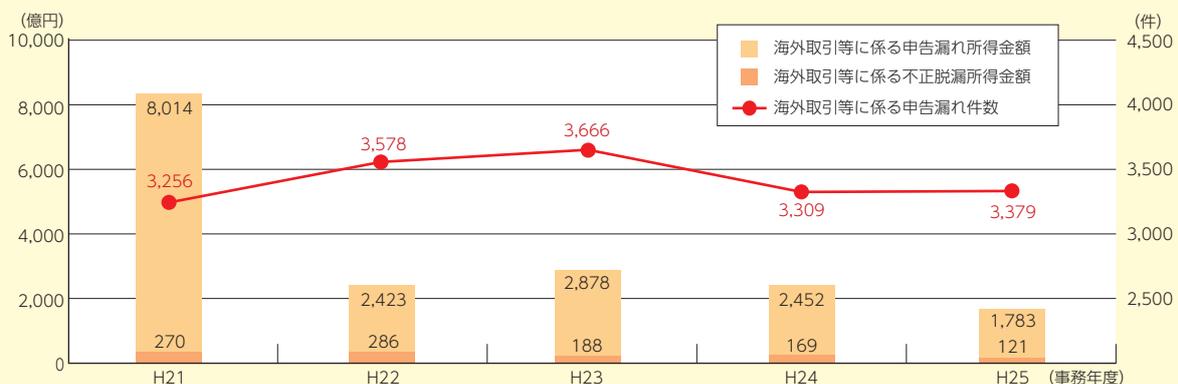
| 事務年度   | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 情報交換件数 | 502 | 313 | 568 | 218 | 270 |

※ 情報交換件数は、各事務年度に実際に收受・発送した件数です。

### ～ 海外取引のある者や海外資産を保有する者への重点的な調査 ～

国境を越えた事業・投資活動の活発化に伴い、海外取引を行っている納税者や海外資産を保有している納税者を重点的に調査し、国外送金等調書や租税条約などに基づく情報交換制度を効果的に活用するなどして、深度ある調査に取り組んでいます。

#### ■ 国際課税に係る調査事績(法人税)





## ～ 国際課税の中でも特に問題である国際的租税回避への取組 ～

国際的租税回避は、金融や法律・税の専門家などが関与し、ペーパーカンパニーや組合、デリバティブ（金融派生商品）などを組み合わせた複雑な取引が使われるなど、その全体像の解明は困難なものとなっています。さらに最近では、このような問題が大企業だけではなく、中小企業や個人の富裕層にも広がっています。

国際課税については、専担する国際税務専門官の増員、弁護士や金融の専門家の採用など、調査体制の充実・強化に取り組んでおり、特に、国際的租税回避に対しては、東京、大阪、名古屋、関東信越国税局に設置された統括国税実査官や国際調査課等が中心となって、情報の収集や分析、調査の企画・立案や実態解明を行っています。

### (3) 移転価格税制への対応

#### ～ 移転価格税制を取り巻く環境の変化に対応し、納税者の予測可能性を高める ～

移転価格税制<sup>1</sup>は、海外の関連企業との取引を通じた所得の海外移転を防止し、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和61年度税制改正で導入されたものです。

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化し、無形資産を伴う取引の重要性も高まっています。こうした変化に的確に対応し、納税者の予測可能性を高めていく必要があります。

そのため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針の改正など、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表し明確化を図っています。平成25事務年度においても、移転価格税制の対象となる第三者介在取引の範囲について、具体的な取引を法令解釈通達で例示しました。

国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税・徴収

権利救済

納税者利便の向上と行政効率化のための取組

酒税行政の適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

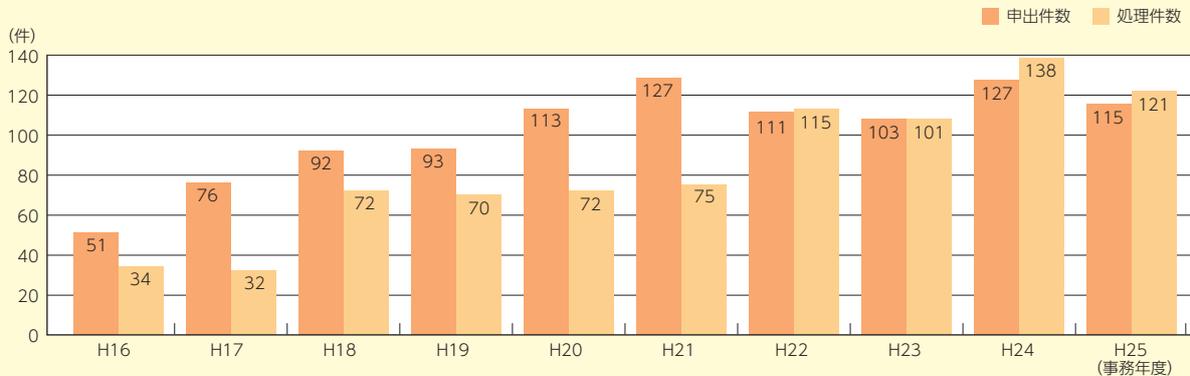
<sup>1</sup> 我が国企業が海外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

### ～ 納税者が事前確認を円滑に利用できる環境の整備 ～

移転価格課税に係る事前確認は、納税者の申出に基づき海外の関連企業との取引に係る独立企業間価格の算定方法等について税務当局が事前に確認するものです。平成25事務年度の事前確認の申出件数は115件であり、平成20事務年度以降100件を超える水準が続いております。こうした多数の申出に対応するため、国際取引を行う企業が集中する東京国税局と大阪国税局には、事前確認審査を専門に担当する部署を設置するなど執行の体制整備を図り、迅速な処理に努めています。また、事前確認の申出前に国税当局が相談を受ける事前相談の担当窓口を各国税局に設けることにより、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

事前確認は、納税者の予測可能性・法的安定性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行に資するものであることから、今後とも適切に対応することとしています。

#### ■ 事前確認の申出件数及び処理件数の推移



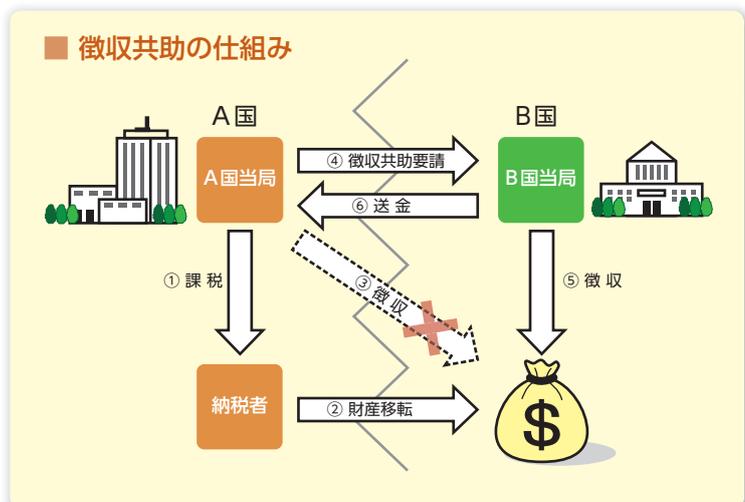
※事前確認の申出件数は、相互協議を伴うものと相互協議を伴わないもの双方を含みます。

## (4) 国際的な租税の徴収

### ～ 租税条約に基づく徴収共助の実施 ～

海外への財産の移転などによる租税の徴収の回避に対しては、租税債権の徴収において執行管轄権という制約<sup>1</sup>がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して、互いの租税を徴収するという「徴収共助」により対処することができます。

我が国においては、平成25年10月に発効した税務行政執行共助条約<sup>2</sup>などに基づく徴収共助の実施により、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。



1 自国の領域外において公権力を行使することができないことをいいます。

2 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め49か国において発効しています(平成27年5月1日現在)。

## 4 相互協議

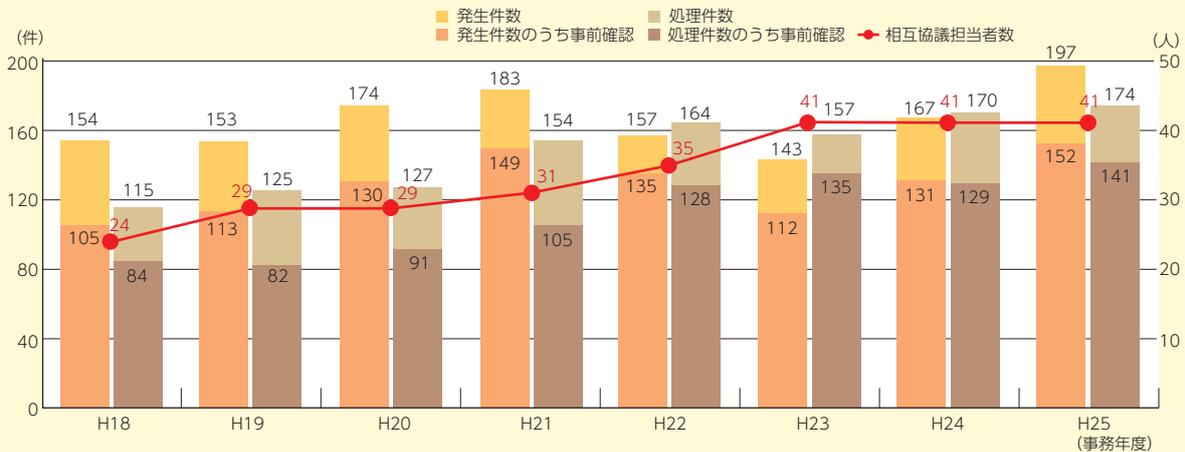
### ～ 国際的な二重課税問題の解決のため、相互協議事案の適切・迅速な処理を実施 ～

国際化が進み、個人や企業が海外へ進出すると、日本と進出先の国の双方から課税される「二重課税」が生じる場合があります。国税庁では、租税条約に基づく税務当局間の相互協議<sup>1</sup>を実施し、こうした国際的な二重課税問題の解決に努めています。

相互協議の発生・処理件数は高い水準で推移しており、その9割以上が移転価格に関するものです。平成25事務年度における相互協議事案の処理件数は174件と過去最多となりました。

近年、協議経験が少ない新興国との相互協議事案が増加傾向にあるなど、相互協議の困難さが増す中で、国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局間の協力関係を一層深め、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます。

#### ■ 相互協議事案発生・処理件数の推移



※発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。事前確認に係る相互協議事案の合意後、当該事案に係る補償調整及び修正について納税者からの申立て又は相手国税務当局からの申入れがあった場合には、当該申立て又は当該申入れが行われた年度の発生件数としてカウントしています。

#### ■ 相互協議の相手国 (平成26年6月末現在)

|          | 欧州                                    | アジア・大洋州                                   | 米州          |
|----------|---------------------------------------|---|-------------|
| OECD加盟国  | ベルギー<br>フランス<br>ドイツ<br>アイルランド<br>イタリア | オーストラリア<br>韓国                             | カナダ<br>アメリカ |
| OECD非加盟国 |                                       | 中国<br>香港<br>インド<br>インドネシア<br>シンガポール<br>タイ |             |
|          | 10か国                                  | 8か国                                       | 2か国         |

(備考)  
平成26年6月末現在で、相互協議の申立てがなされている相手国(計20か国)。左掲の全ての相手国について事前確認に係る相互協議の申立てがなされています。

1 「相互協議」とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。

## 5 各国税務当局との協力・協調

### (1) 開発途上国に対する技術協力

#### ～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、国際協力機構（JICA）の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国際税務行政セミナー

### 技術協力の概要

#### 1 開発途上国への職員派遣（派遣型）

現地税務当局の要望を踏まえ、納税者サービス、国際課税、職員研修などの分野について、職員を講師として派遣しています。平成26年度は、中国、インドネシア、マレーシア、ベトナム、モンゴルへ派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。平成26年度は、インドネシア及びベトナムに職員が常駐しています。

#### 2 国内研修における講義などの実施（受入型）

##### (1) 国際税務行政セミナー（ISTAX）

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。このセミナーには、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、平成26年度は両コースあわせて計30名が参加しました。

##### (2) 国別税務行政研修

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿った講義などを行っています。平成26年度は、カンボジア、中国、インドネシア、モンゴル、マレーシア、ベトナムの税務職員111名が参加しました。

##### (3) アジア国際課税研修

複数のアジア諸国の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義などを行っています。平成26年度は6か国（中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム）から12名が参加しました。

##### (4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、我が国の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修です。日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行い、平成26年度は、慶応義塾大学、一橋大学、横浜国立大学、政策研究大学院大学の各大学院に在籍している留学生17名が参加しました。



## ■ 受入研修の実施状況

(単位：国、人)

|                             |    | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 国際税務行政セミナー<br>(ISTAX)・一般コース | 国数 | 18     | 20     | 15     | 16     | 17     |
|                             | 人数 | 18     | 20     | 15     | 16     | 17     |
| 国際税務行政セミナー<br>(ISTAX)・上級コース | 国数 | 14     | 12     | 11     | 13     | 13     |
|                             | 人数 | 14     | 12     | 11     | 13     | 13     |
| 国別税務行政研修                    | 国数 | 4      | 6      | 7      | 6      | 6      |
|                             | 人数 | 54     | 51     | 95     | 116    | 111    |
| アジア国際課税研修                   | 国数 | 4      | 3      | 5      | 5      | 6      |
|                             | 人数 | 9      | 7      | 11     | 16     | 12     |
| 国税庁実務研修                     | 国数 | 12     | 12     | 12     | 11     | 13     |
|                             | 人数 | 20     | 19     | 19     | 20     | 17     |

国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税の徴収

権利救済

納税者利便の向上と行政効率化のための取組

適正な運営の酒税行政の

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

## (2) 税務当局間の国際会議への参加

### ～ 国際課税の問題解決に向けた各国間の協力 ～

二重課税や租税回避行為といった問題の解決に向け、各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、①OECD税務長官会議、②アジア税務長官会合、③OECD租税委員会などの国際会議に積極的に参加しています。

#### ① OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有などを行う場となっています。平成26年10月には、アイルランド・ダブリンで第9回会合が開催され、「税源浸食と利益移転 (BEPS)」問題への対応を始めとする国際課税における多国間協調、納税者の自発的コンプライアンスの向上、今後のOECD税務長官会議の方向性などについて意見交換が行われました。

#### ② アジア税務長官会合

アジア税務長官会合 (SGATAR: Study Group on Asian Tax Administration and Research) は、アジア地域における17か国・地域の税務当局で構成され、域内の協力と知見の共有を図るための議論が行われる場となっています。平成26年11月には、オーストラリアで第44回会合が開催され、税務執行面における国際協力の推進を図るとともに、直面する共通の諸問題について意見交換が行われました。

#### ③ OECD租税委員会

OECD租税委員会は、モデル租税条約、移転価格ガイドラインなどの整備や、各国税務当局の有する知見や経験を共有する場となっており、現在は、前述のBEPSへの対抗策に取り組んでいます。詳しくは、国税庁ホームページの「OECD租税委員会 (CFA)」 (<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oecd>) をご覧ください。